

裁判所書記官印

本人調書

(この調書は、第13回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成29年(ワ)第125号 平成29年(ワ)第535号 平成30年(ワ)第468号
期日	令和2年10月20日 午前10時00分
氏名	██████████
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

速記録のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

りょうしん ^{したが} 良心に従って、しんじつ ^の 真実を述べ、

なに ^{ごと} 何事も ^{かく} 隠さず、いつわ ^の 偽りを述べない

ことを ^{ちか} 誓います。

氏名

速 記 録 (令和2年10月20日 第13回口頭弁論)

事件番号 平成29年(ワ)第125号, 同第535号
平成30年(ワ)第468号

本人氏名 [REDACTED]

原告ら代理人 (成見正毅)

甲D第5号証, 甲D第104号証 (各陳述書) を示す

1 この陳述書は, あなたが体験したこと, それから, いろいろ考えたこと, それを書かれたものですか。

はい。

2 間違いありませんね。

はい, ありません。

3 今からこの陳述書を基にいろいろお聞きしますので, 教えてください。

はい。

4 まず, あなたの陳述書によりますと, 経歴としまして1940年に生まれて, 京都で育って, 京都府立大, その後, 京都大学の大学院, そして助手, そして1966年から宮崎大学農学部に赴任して教授, 学長を務められて, 2003年に退職されたというふうに書いてありますが, そのとおりですか。

相違ありません。

5 その間は研究とか教育, 全部されたわけですね。

そうです。

6 あなたの研究の専門というのは, ということでしょうか。

私の専門は農学です。その中で地域農学というのをやっておりました。主な具体的な研究内容としては, 科学技術の発展と社会の発展の関係というふうなことがテーマなんです, 主に稲作の起源とその伝播, それから社会にどういふ影響を及ぼしたのかというようなことを研究

しておりました。

- 7 ついでに、その研究の中で、あなたが特に成果として認められたようなものはありますか。

認められたかどうかは分かりませんが、具体的に1万年ぐらい前から現在までの稲作の歴史というものを見るわけですから、文字のない時代なので実証的にやるためにプラント・オパール分析法という手法を作りました。それに基づいて稲作、特に水田稲作の歴史を実証的に研究してきました。

- 8 稲作については中国と関係ありそうですが、そこに行かれたんですか。

はい、行きました。

- 9 それでは、あなたは1940年と言ったら、5歳ですかね。

そうです。

- 10 このときの戦争体験の記述を書いておられますけれども、ちょっと話してもらえますか。

私が生まれた年の12月に戦争が始まりました。もちろん、私はそのことの記憶はありませんが、終戦の前に京都市から父親の郷里の京都府の宮津市のほうに、いわゆる疎開をいたしました。そのとき、宮津市、特に丹後半島の中にあつたものですから、そこで米軍機が舞鶴湾を攻撃するために、ちょうど私どもが隠れている防空ごうに、ちょうど真上から日本海に、あるいは舞鶴湾にいる軍艦を目指して爆撃をする、その爆弾がちょうど頭の上を飛んでいくというのを、5歳のときでしたけれども、見ておりました。自分がやられるんではないかという、本当に死ぬんじゃないかなという恐怖感を覚えました。

- 11 舞鶴のほうに向かって米軍機が行つたというのは、舞鶴には何があつたんですか。

舞鶴湾には大きな軍港がありました。

12 米軍機が飛ぶとき、あなたは具体的にはどうされたんですか。

もう全員が裏山の横穴の防空ごうに避難しました。その防空ごうの中から、横穴ですから前が見えるんですね。ちょうど目の前の若狭湾、あるいは舞鶴湾が正面にあるんですけども、そこで実際に空爆が行われるのを見ておりました。

13 そういう体験をされて、戦争の体験ですよ。

はい。

14 それがああなたの記憶と言いますか、考え、感じ方、どういうふうになりましたか。

その当時は5歳だったものですから、言わば当時は軍国少年だったんです。ただ、その中で、敵が日本の軍艦を爆撃しているという感じで、これは大変なことだ、あるいは自分たちもやられるかもしれないという恐怖感、むしろ恐怖感のほうが強かったですね。

15 結局、戦争体験されたんですが、その後、だんだん、あなたは成長もしていくわけですね。戦争ということについてはどんなふうな思いが続いたんですか。

その後、新しい憲法の下で新しい教育が行われるようになって、それで自分たちが経験した戦争がどんなものだったのかということを知ることができました。そういう意味で、ああいう恐怖というのは、自分だけではなくて全ての人がやっぱりそういう目に遭ってはいけない、戦争というのは絶対に起こしてはならないものだ、これは非常に強い感覚として残っております。

16 戦後、今の日本国憲法ができましたね。

(うなずく)

17 憲法についてもいろいろ考えることがあったと思いますけれども、新しい憲法ができたことについては、その後どういうふうになりましたか。

旧憲法の時代、いわゆる帝国憲法の時代というのは、私はとにかく5

歳だったものですから具体的に分かりませんでしたけれども、その後、新しい憲法、現在の憲法ができて、最初の学校、いわゆる入学した、たしか2年目だったと思います。そういう中で、新しい憲法について、これは非常に丁寧に教えられた。同時に旧制の憲法というのがいかにひどいものであったかということも教わりました。そういう中で、憲法の持つ平和主義というのはどうしても守らなければならないものだというふうに思うようになりました。

18 特に憲法9条についてはどのようなお考えだったですか。

先ほども話しましたがけれども、自分の戦争、いわゆる空襲を受けたという経験の中で、二度と日本は戦争はしてはならないし、また世界中で戦争をすべきではないという、これは現在も続いておりますけれども、そういう信念に近いものを感じております。

19 あなたは研究者あるいは教育者として、大学その他で生活しているわけですが、そのような中で、今お考えになったことに関連して、どのような行動とかされたのでしょうか。

先ほども申しましたがけれども、技術、特に水田稲作技術というものがどこでどのようにして始まり、どのように発展したのかということが私のテーマなのですが、その研究を通して、いわゆる食料の生産技術、水田稲作技術というのはその一つなんです。そういうものの発展がいわゆる国、その当時はいわゆる現在のよな国ではなくて古代国家になるんですけれども、中国の古代国家を作っていた。そういう生産技術の中で、実はやっぱり戦争をやっているわけなんです。結局、生産基盤というのは土地ですから、その土地の水田稲作を行うことによって土地が自然のものではなくなってきたということで、土地の奪い合いが起こるわけですね。それが戦争の始まりになっています。で、日本でも水田稲作が入る以前の縄文時代には戦争はありませんでした。

水田稲作が入ってきてから日本でも戦争が始まり、そういう意味で技術というものの持つ二面性というものを感じました。要するに、戦争というのは経済の延長なんだということ。

- 20 それで、そういうお考えの下に、あなたが大学とかそういう研究をする中で、
どういう行動、活動をされてきたんでしょうか。

私自身は今言いましたような研究をやってきたわけなんですけれども、どうしても自分たちの研究というのが本当に平和的に利用されなければならない。ところが、ともするとそれが、科学技術というのはもろ刃ですから、戦争の道具にされてしまうということも今までの歴史の中で多々ありました。そういう意味では、単に研究をやるだけではなくて、そういう自分たちのやっている研究が悪用されないために、戦争に利用されないことがないように、社会にそれなりの訴えをしなければなりません。それが科学者の社会的な責任だというふうに感じて、そのような活動をしてまいりました。

- 21 具体的にその活動をする団体とか、何かそういうのはしなかったんでしょうか。

日本科学者会議という、これは、もちろん任意団体なんですけど、そういう研究者の集いがあります。主にそういうものを通してやってきました。

- 22 ところで、研究者の団体で日本学術会議というのがありますね。

はい。

- 23 この関係について、それがどういうふうなことでできたのか、その趣旨はどのようなのかというのを、研究者であるあなたとして述べてもらえますか。

日本学術会議というのは任意団体ではなくて、日本学術会議法という法律に基づく、独立性はそれなりに持っているんですけども、言わば国の機関です。1948年、昭和23年に設立されて、基本的には

学術会議法の前文にあるんですけれども、要するに、それ以前の科学技術というものが戦争に援用されたということに対する、やっぱり深い反省の上に立って作られているんですね。それは現在もそうです。で、基本的には軍事利用というのは絶対にこれは行わないという宣言があるんですが、そういう組織です。

24 日本学術会議には分野として、どういうのがあるんですか。

全ての分野です。

25 分野が幾つかあるんじゃないですか。

三つの部門がありまして、いわゆる自然科学と人文科学と社会科学、この分野に分かれています。

26 自然科学だけじゃなくて、人文科学も入っているんですね。

はい。

27 ところで、あなたの陳述書には、この日本学術会議は1950年、1967年、そして最近の2017年に声明なり、あるいは決議をしたというようなことが書いてありますが、これはどういうことの声明を出したんでしょうか。

1950年というのは御承知のように朝鮮戦争が行われた時代で、日本が再び戦争に巻き込まれるおそれがあった、そういう時代です。そういう中で科学が再び戦争に、要するに軍事研究というのは絶対にこれを行わないという声明を出してます。それは現在も堅持されています。

28 ところで、2015年に、いわゆる安保関連法ができましたね。

はい。

29 これができたことに対して、あなたはどのようなお考えを持ちましたか。

おっしゃった安保法制というのは集団的自衛権を容認しているんですね。集団的自衛権を容認するということは、同盟国が行う戦争に巻き込まれる、一緒にやるということになります。これは明らかに憲法9

条に違反しているという意味で、憲法違反だというふうに私は思っております。

- 30 あなたは先ほど戦争についてすごい体験をされて、戦争はどうしても駄目だというお考えを持っておられたということですが、これができたことによつて、あなた自身は具体的にどのような感じ方をしましたか。

私個人としては、これは、このまま行くと、米軍というのは御承知のように今でも戦争を行っている国ですから、その同盟国として自衛隊が海外派遣されるということになる可能性がある。ということは、日本が戦争に巻き込まれる。場合によっては、私やあるいは周囲の人たちが戦争に巻き込まれる、そういう恐怖を感じました。

- 31 研究者としては、この安保法のことについてはどうお考えでしたか。

先ほどお話ししましたように、いわゆる軍事研究というのがまた公然と行われるような時代になるのではないかと、あるいはもうなり掛けるといふ不安と、それから将来に対する危惧を感じました。

- 32 それから、あなたは大学での研究体制について述べておられます。その中で日本の国立大学、2004年に独立行政法人として法人化されたということで、いろいろその影響、結果、書いておられますが、具体的にどんなことが起きたんですか。

私自身は2003年に退職したんですけれども、ちょうどその退職前に国立大学の法人化という問題が起こりまして、国立大学の法人化というのは、いわゆる競争原理、市場原理を大学に持ち込む、あるいは集中的に資金を投入するというそういう制度で、これはやっぱり学問の発展に非常に危惧を与えたいと思います。現実にもその後、国立大学法人の中で研究費が驚くほど減っていったという事実がございます。

- 33 あなたの陳述書の中で、2015年の安保法ができた年に、防衛省の安全保障技術研究推進制度ができて、そして、その年に3億円、2016年に6億

円、2017年に110億円、そういうお金が出るようになったということを書いておられますが、これによって、どういうことが起きたんでしょうか。

防衛施設庁の委託研究制度と一般的に言われている制度なんですけれども、大学の予算が少なくなったために、科学研究費というのは、要するに文部省の科学研究費というのは前からございます。それとは別に防衛省の委託研究費、要するに科学研究費と同じ制度です、というのができたという、今おっしゃったことはそのことだと思います。その当時、その当時というか、法人化後ですから、本当に大学の財政がひっ迫して飢餓状態になってましたから、五十数件の応募があったと聞いております。その後、学術会議のほうから、いわゆる軍事研究のおそれがあるという、国家権力が介入するおそれがあるというコメントが出まして、その後、各大学からの応募が激減して、聞くところによると、今年は2例しかないという状況になっているというふうに聞いております。

34 これは2015年にそういう制度ができたというのは、もう安保法ができてからということですね。

そうです。

35 今年、2020年の10月1日に学術会議の105人の推薦について首相が6名拒否したということがありましたね。これはどんなふうに感じますか。

御承知のとおり、学術会議法の中では学術会議の会員の任命というのは学術会議の推薦に基づき総理大臣が任命するということになっています。つまり、基づき出されたのは105名出ているはずなんです。それが99人しか認められなかったと。これは基づいていない決定をされたという意味では法律違反だと思います。

36 これは、安保法が制定されたことと何か関係があると思われますか。

これは、私個人は無関係ではないというふうに思います。

37 それと、地元で新田原の基地について、米軍との大きい合同訓練があるという
ことで、先ほどの原告の方も話されましたが、あなた自身は地元に住む人
としては、この新田原の件はどんなふうに感じますか。

もちろん非常に危険を感じます。実際に弾薬庫があったり、あるいは
そこに米軍が駐留するということになれば、仮に敵国側とすれば、そ
れは当然攻撃目標になりますし、あるいは宮崎から自衛隊や米軍が出
撃するというのも他国に迷惑を掛けることになりますから、非常に不
安を感じます。

38 いろいろお聞きしましたけれども、結局、新しいこの安保法ができたことで、
まとめてお聞きしますけれども、あなた個人として、今どういう気持ちでし
ょうか。

やっぱり、だんだん戦争が終わって70年たってくると、そうすると
人も変わってきますし、再びまた戦争への道を日本が歩むんではない
かという危惧を感じております。

39 研究者としても、やはり先ほど述べられたような危惧を感じているというこ
とですか。

はい、そうです。

40 最後に、あなたはあえて原告として、研究者として、この裁判を起こされた
わけですが、裁判所に対して、裁判官に対して述べたいことをおっし
やってください。

安保法に関する思いは先ほど話したとおりです。是非、裁判所では、
憲法に基づき、司法の独立を堅持して、公正な判断をしていただきた
いと思います。

被告指定代理人（阿波野）

41 特にございませぬ。

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判所速記官 安 富 元 美 